

退職後の旧保険証の取扱いについて

～平成31年3月末までに退職される皆様へ～

退職後に、医療機関、薬局を受診する際には、新たに加入される保険者から交付される新保険証及び高齢受給者証（以下「新保険証等」といいます。）を提出していただく必要があります。

新保険証等が交付されるまでの間に、医療機関、薬局を受診される場合は、新たに加入される保険者にご相談ください。

人材派遣康保険組合発行の保険証及び高齢受給者証（以下「旧保険証等」といいます。）を提出して受診いただくことはできません。旧保険証等は退職後すぐに、事業主へご返却ください。

旧保険証等を提出して受診された場合は、後日、全国健康保険協会から医療費（7割分）の返還を請求されることとなりますので、ご注意ください。